

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 7 日現在

機関番号：32615

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530038

研究課題名（和文） 東北アジア地域における人権メカニズムの可能性

研究課題名（英文） In Search for the Human Rights Regional Mechanism in North East Asia

研究代表者

稲 正樹（INA MASAKI）

国際基督教大学・教養学部・教授

研究者番号：00113655

研究成果の概要（和文）：東北アジア地域における人権メカニズムの前提条件（もしくは同時的取組み）としては、最小限 6 個の課題の解決を必要とすることが明らかになった。そして東北アジア各国において国家人権委員会（国内人権機関）の設置を進めて、各国国家人権委員会の連携と協力を進めていく必要がある。人権メカニズムを制度化する場合には、監視、通報制度、能力形成と教育、構成と支援に関する国連人権高等弁務官事務所の国際基準をクリアしなければならない。そして人権メカニズムの保障する人権保障の基本原則としては、①人権の普遍性、不可分性、相互依存性、②持続可能な発展、③平和主義原則を提案できる。

研究成果の概要（英文）：There are 6 prerequisites when we explore the possibility of human rights regional mechanism in the North East Asia. Establishment of human rights commission (national human rights institutions) in this region is urgent when we search for the possibility of the institutionalization of human rights mechanism in this region. Also we need to pass the international standard which the office of UNHCHR proposes as the necessary condition. Lastly, I propose 3 points, that is, ①universality, indivisibility & interdependence of human rights, ②sustainable development and ③pacifism, as the fundamental principles of human rights mechanism in this region.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：人権メカニズム、国家人権委員会、人権概念の普遍性、持続可能な発展、平和主義原則

1. 研究開始当初の背景

(1) 内村鑑三が『地理学考』（のちの『地人論』）において日本の天職を喝破してからすでに 1 世紀以上経過したにもかかわらず、文明南漸の過程にあるとされるアジア・太平洋

地域においては、いまだに平和と人権の保障が不十分であり、グローバル化のもとにおいて差別と貧困と構造的暴力が悪化し、蔓延している。

(2) 日本は、アジア太平洋戦争の侵略性を国家として認めてその非と罪をアジアの人々の前に謝罪し、近隣諸国民との友好と相互理解を促進して、東北アジアを平和と人権のゆきわたる地域に変革する地道な努力を怠ったまま、この地域において「友人のいない国家」となっている（ドイツの政治家ヘルムート・シュミットの評価）。

いままた、歴史の道理と教訓に学ばず、周辺事態法、有事法制、テロ対策特措法等を制定して、アメリカに追従して軍事的、経済的、政治的な覇権主義による世界支配の道に加担し、2000万以上のアジアの民衆と300万以上の日本人の血であがなった平和憲法を改編する道につき進もうとしている。改憲論議・論争の支配的潮流は、国民主権・人権尊重・平和主義という憲法の3原則は変更しないという限定を付しながらも、実質的には平和原則の改編を中心的な標的にしている。改憲論はそれにとどまらず、経済社会におけるグローバリゼーションと関連して、日本国憲法の民主主義と立憲主義の思想と制度の内実を改竄するものとなりかねないのである。

(3) しかしながら日本国憲法は、核・宇宙時代の平和を先取りした立憲民主平和主義憲法であって、21世紀の世界において人類と地球が平和に生き残り発展する展望の光を投げかけている。

すなわち日本国憲法の平和主義は、私たち日本人に対して、アジア太平洋地域と東北アジア地域に生きるすべての民衆の一人一人が平和と人権と正義を保障されるような市民社会と国際秩序を建設することを求めているのであり、そのために総力を結集して、誠実に努力していくことを要請しているのである。

(4) 深瀬忠一はかつて、「総合的平和保障基本法試案」の総則中に第7条（東アジア・太平洋地域の平和的連帯）を規定して、「東アジア・太平洋地域の平和的経済、文化協力関係を促進し、紛争の仲裁的・裁判的組織を発達させ、また当該地域の特色と多様性を豊かに内包しつつ、共通の人間の尊厳と『平和的生存権』を保護する国際的人権保障機構を創設することが考慮されるべきである」と提案した。

そして東アジア・太平洋地域国際人権機構の設立を目指して、次のような注解を国民的討議促進の素材として提示した。

「東アジア・太平洋地域は、まず、過去において内戦、諸列強の干渉、戦争、植民地化によって惨禍を蒙った経験があり、平和的生存と発展の権利を共有したいと希求し、ついで、この地域諸国・諸民族は古くから高度の東洋的・太平洋的精神文化と芸術と独自の風

習を維持してきたのであるから、それぞれ固有の文化を尊重・再発掘し発展させる文化的権利への要求を共有しており、かつ海洋、河川、山森、平原、空気等自然環境を清澄に美しく保存することに共通の愛着が強く、さいごに、大国によって隷従・圧迫を強いられることのない極小民族ないし住民のアイデンティティーと尊厳をも平等に尊重することに共通の関心があるというべきであろう。そのような特徴を生かし、西欧的な合理的人権保障の精神と技術を総合する、東アジア・太平洋人権宣言を、同地域の諸列国会議で採択し、人権委員会を設立し、情報、調査、啓発、助言、勧告等の任務を与えることが検討されてよい」（深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』443、475-478頁）。

(5) 本研究はこのような問題提起に応えるべく、アジア地域全般と各地域の政府と議会の人権宣言案を検討して、その問題点を指摘する。次に、1980年代、1990年代、2000年代、2010年代に人権NGOによって提案された人権宣言、人権憲章を紹介、検討することを予定し、そのことによって東北アジアにおける人権メカニズムの制度化を展望することを着想した。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、東北アジアにおいて平和と和解をもたらすために、東南アジア地域、南アジア地域、西アジア地域における人権メカニズムの現状と比較して、東北アジアにおける人権メカニズムの制度構築の可能性を考究することである。

東北アジアにおいては各国政府による人権メカニズムの創設や人権憲章に関する具体的な取り組みは未だ緒についていない。その要因としては、冷戦後遺症の残存、植民地支配と軍国主義に関する日本の負の遺産の克服の不十分性、東北アジアにおける政府間・人民間の相互信頼の脆弱性等が考えられる。

(2) しかしながら、東北アジアにおいてもこのような問題を克服し、人権と平和を保障する人権メカニズムの構想を展望する必要がある。小林直樹は、これまでアセアンの側から日中韓三国への働きかけがあったが、後者の準備不足もあって東アジア共同体構想は大きく立ち遅れてきた。しかし、ここではイニシャチブを逆転して、東アジア諸国はアセアン諸国に呼びかけ、豊かな共生の文化共同体づくりの構想を具体化し実行していく作業に取り掛かるべきことを主張している（小林直樹『平和憲法と共生60年』慈学社出版）。

浦部法徳もかねてから、「人間の安全保障」

のためには国際的な人権保障が不可欠であり、とりわけ、アジア地域における国際的人権保障の確立に日本はもっとイニシアチブを発揮すべきであると主張している（浦部法穂『憲法学教室・全訂第三版』日本評論社）。

武者小路公秀は、ポストコロニアル（植民地以後）の立場に立つ新しい開かれたアジア主義として、1955年のバンドン会議においてみられたアジア・アフリカの連帯に注目する。東北アジアを含むアジア諸民族の目標として、2005年を「バンドン・プラス50年」の年として「平和共存」と「平等互惠」の原則を再生させるべきであり、日本的な「和」の再解釈に基づく非覇権的世界秩序構想を提案している（武者小路公秀『人間安全保障論序説』国際書院）。

(3) 武力紛争予防におけるグローバル・パートナーシップ（GPPAC）東北アジア地域会議が2005年2月に採択した「東北アジア地域行動宣言」においても、「脱軍事化、協調的多国間主義及び地域的現実の多様性の尊重のための共通の努力に立脚して、『東北アジア地域平和宣言』の策定と『東北アジア地域機関』の創造に向けて取り組むこと」が主張されている。

最近では、北朝鮮を包摂する「東アジア共同体」こそ、トランス・リージョナルな市民社会の創出を目指すものでもあるという、指摘もなされているところである（坂本義和「東アジアを超えた『東アジア共同体』の構想を」世界800号）。

(4) これまでの独裁と貧困と欠乏のアジアに対して、近時のアジアにおいては民主主義と人権を求める新しい市民社会の運動と立憲主義の制度化の進展がみられるが、それとは対照的に日本においては急激な右傾化が進展している。韓国などの日本周辺諸国の民主化が進むにつれ、周辺地域の民主化が日本の右傾化を促進するというアイロニーがみられるところであるが、戦後平和憲法体制が冷戦構造の産物であり、植民地主義の継続の上に成り立っていたことへの省察と自覚を前提としながら、「アジア不在」の負の側面を克服する作業が必要とされる。このような中で、かつて香港所在の人権NGOであるアジア人権委員会が中心になって提案した「アジア人権憲章」などを今一度参考にして、本研究においては、東北アジアにおける人権メカニズムの制度化を展望する。

(5) 3.11に日本を襲った東日本大震災と原発事故によって、私たち日本人は新しい課題を与えられた。それは、明治のはじめに経験した第1の開国と、アジア太平洋戦争の敗戦によって迎えた第2の開国に続く、第3の開

国ともいうべき復興を展望した新しい国づくりと地域秩序の構築である。

第1の開国は、西欧列強の帝国主義的植民地化の趨勢の中で、後追いの形で近代国民国家の形成を開始しながら、上からの近代化を進め、憲法制定において「模範国の選定」を模索しながらも、脱亜論とともに、誤った植民地帝国主義国家の進路をたどり、300万の日本人と2000万人のアジア人の生命を奪ったあげく、惨憺たる破滅によって、最終的に終結をみた。第1の開国は、「建国の体と海外各国の成法」の間をさまよったあげく、神権的天皇制を基盤にした顕教によって、立憲君主制という密教を征伐して、「国体護持」に固執した支配層によって、惨憺たる破壊と破滅の道をもたらしした。

(6) 第2の開国は、ポツダム宣言を受諾して、1947年5月に制定をみた日本国憲法の制定を契機として始まった。明治憲法の改正による、国民主権と、平和主義条項と、基本的人権の保障を基本原理とする日本国憲法の制定は、法理的には宮沢俊義が説明した八月革命説によって説明できる。しかしながら、日本国憲法の制定は、市民革命の結果もたらされたものでなく、そのため、戦後政治を規定した憲法規範と憲法運用の乖離という現象が生じた。憲法は支配層に対しては正当性原理として働かず、千葉眞の指摘しているように日本において生じた事態は未完の憲法革命に過ぎず、憲法原理の定着と発展は、市民社会がなすべき課題として残されている。

千葉眞は以下のように述べている。1947年の憲法制定以来、国民の意識において、また住民運動や社会運動や政治運動のレベルにおいて、日本国憲法は一貫してその役割を少なからず果たしてきた。なぜならば、憲法それ自体が、結果において戦後日本の民主化運動、公害反対運動、平和運動などの制度的拠点として働いてきたからである。平和憲法は制定後60年以上を経た現在、とりわけデモクラシー、基本的人権保障、世界平和への貢献といった三つの課題において、依然として将来に向けた「未完のプロジェクト」であり続けている（千葉眞『「未完の革命」としての平和憲法』岩波書店）と。

(7) 第3の開国は、2011.3.11以降の日本の課題である。この課題は、新自由主義的改革によって破綻の極みを経験してきたこの国が、対外的には、東北アジア諸国との和解と協力を達成して、冷戦の後遺症を克服して平和的な地域秩序を形成することに貢献し、対内的には、内発的な経済発展を可能にする国家体制を新たに形成するという課題である。幸いにして、この大震災を契機にして、国際的・国内的連帯の新しい奉加を至るところで

目にすることができる。この連帯に基づいて、法制、政治、社会、労働、経済、文化、環境、情報等の諸次元における根本的再編と転換を実現する一大課題が私たちに与えられているが、この課題は、3.11が明らかにしたこの国の現実を前にして、市民社会が志向し、実践していくべきものであると考える。

(7) 21世紀において東北アジアの平和な地域秩序を形成する上で、日本という国家が何をしなければならぬのか、アメリカの属国という地位から脱却して、日本国憲法9条と前文が提唱している、「武力によらない平和」と「恐怖と欠乏から免れて平和に生きる権利」を各国民衆に保障できる地域秩序形成をどのようにすれば展望できるのか、そのための一つの方途として、東北アジアにおいて、どのような人権メカニズムの制度化を構想できるのかということ、研究目的として設定した。

3. 研究の方法

(1) 東北アジア地域における人権メカニズムの制度構築の可能性を試みた本研究では、国内外のNGO、行政官庁、地方自治体、研究者、報道機関、シンクタンク等による東アジア共同体に関する諸構想と政策提言を整理・分析する文献研究、関係地域機関・国家機関における現地調査、人権NGOと各国の憲法・国際人権法研究者へのヒアリングと討論、関係学会・シンポジウム・研究会への参加と報告によって、効率的かつ集中的に研究を実施し、一次資料の収集と整理分析、アジア及び欧米各地の研究者・研究機関との連繋によって研究を進めた。

(2) 具体的な研究方法としては、以下の各項目を逐次的に遂行した。

①東北アジア地域以外における人権メカニズムの制度化の現状。

②東北アジアにおける人権メカニズム制度化のための前提条件の考察。

③各国人権委員会（国内人権機関）の制度と機能の検討。

④社会主義憲法理論における法治概念と人権論の考察。

⑤国際人権の国内法化。

⑥平和的生存権論と人間の安全保障論の共通点と差異点の分析。

⑦東北アジア非核地帯構想の検討。

4. 研究成果

(1) 東北アジア地域における人権メカニズムの前提条件（もしくは同時的取組み）としては、最小限6個の課題の解決を必要とすることが明らかになった。①日本、韓国、北朝鮮、アメリカ、中国、ロシアの6か国を当事

国とする東北アジア非核兵器地帯条約の締結、②日本と近隣アジア諸国との和解と協調（従軍慰安婦問題の解決のための国家的・国民的取組み、拉致問題の真相解明と国家賠償の実施、真実和解委員会などの2国間・多国間機関の設置）、③政治解決も展望した戦後補償裁判に対する積極的な対処、④中国の党和国家体制の見直しと民主化の進展、⑤日本と北朝鮮の国交回復と外交関係の正常化、⑥日米安保体制からの脱却（軍事同盟のない世界）の実現が必要である

(2) 東北アジア各国において、人権法令・政策等の勧告機能、調査救済機能、人権教育及び国内外協力機能を有する、国家人権委員会（国内人権機関）を設置する必要がある。その際には、設置以来、韓国社会における少数者と社会的弱者の人権増進にとって重要な役割をはたしてきた、韓国国家人権委員会の事例研究は大きな意味をもつ。

韓国国家人権委員会が2006年3月に発表した、人権の促進と保護のための国家行動計画は、委員会のビジョンとして「すべての者にとって尊厳ある世界」を、委員会の使命として「国家機関によってなされる市民権侵害の可能性を監視すること、いかなる人権侵害をも防止するように国家機関と私的アクターを監視すること、韓国が当事国である国際人権条約と韓国憲法において定められている人権の原則と基準を実現すること、憲法・国際法・国際慣習法において定められている原則に一致する政策の勧告を行い人権侵害を決定すること、人権を尊重・遵守する社会的文化を涵養すること、人権の基本的な前進のための公衆の意識キャンペーンと教育プログラムを通じて、人権の社会的理解と包括性を促進すること」を、そして5つの目標として「①権利を奪われ代表されていない者たちのための人権保護を改善すること、②普遍的な規範と一致する人権の基準と慣習を確立すること、③人権侵害と差別的行為に対する救済行動のアクセス可能性と効率性を改善すること、④教育プログラムを増大することによって公衆の人権理解を涵養すること、⑤全体的な人権問題における委員会の役割と機能を発展させること」を掲げていた。これらの項目は、他国において国内人権機関を設置する場合に参考となる。

また、アセアンにおける政府間人権委員会の制度化にあたってアセアン各国の国内人権委員会の協力と連携の果たした役割には顕著なものがあり、東北アジア地域においても国家人権委員会を積極的に設置すべきである。

(3) アセアンの事例をもとに東北アジアにおける人権メカニズムの制度化の可能性を

構想していくのが現実的である。その際に、国連人権高等弁務官事務所東南アジア地域事務所の指摘する、地域人権機関の権限、責任および構造をもとにして、取組みを進めていく必要がある。

①「監視」に関しては、地域の一般的な人権状況を監視し、地域レベルでの集団的行動のための勧告を含む報告書を発行すること。特定の人権状況に関する情報を含めた人権の促進と保護に関する情報提供を当事国に求めること。特定の人権問題を調査するために当事国への現地査察を実行すること。現地査察と報告書の作成後に定期的に進捗報告書を発行すること。報告書は当事国の助けを得て、メディア・立法府・アカデミックな組織・公共図書館・関連国際機関、すべての当事国の関連政府部局に対して公開し広く配布すること。人道に反する犯罪・戦争犯罪・ジェノサイドを含む重大な人権侵害を予防するために早期警戒システムを開発する必要がある。

②「通報」に関しては、当事国による人権侵害を主張する人・集団・非政府組織からの通報を受理し、調査し、分析し、決定すること。被害者が国内レベルで状況を救済するすべての手段を尽くしたことを示さなければならないこと。国内的救済が尽くされていない場合は、被害者が当該救済を試みたが、救済が十分な適正手続を提供せず、救済への効果的なアクセスが否定され、救済決定に理由のない遅れがあったために失敗したことが示されなければならないこと。調査中に機構への情報提供者に当事国が復讐することのないという保障がなされ、機構がすべての必要な情報を得る権限をもつこと。機構が人権侵害を発見する場合には当該当事国に特定の発見の形態をもって勧告がなされ、適切な救済勧告がなされなければならないこと。遵守を確実にするために、当事国は機構の発見または決定を有効なものにするためにとった措置に関して、90日以内に報告すること。通報者・証人・調査を行った者その他の調査関係者は、暴力・暴力の脅迫その他の形態の威迫から保護される。重大かつ緊急のケースにおいては、利用できる情報に従って必要なときにはいつでも、当該当事国が回復できない害悪を防止する特定の事前注意的な措置をとることを、機構は求めることができる。いずれの当事国も他の当事国が人権侵害を行っている旨を主張する通告を、地域人権機構に伝えることができる。

③「能力形成と教育」に関しては、警察・軍隊・議会人・非政府組織・国内人権機関・学校と大学を含む関連グループのために人権訓練プログラムを提供し、貢献すること。種々のグループへの人権教育プログラムの作成を助けること。特定の主題に関する研究

を実行し、公表し、広く配布することによって、また情報を普及させるための会議・セミナー、政府代表・アカデミックな機関・非政府組織・国連の代表部との会合を組織することによって、地域における人権の知識とより広い公衆の意識を発達させること。国際人権規範・標準との調和化・一致を確保するために、国内と地域の政策・立法に関して助言すること。人権に関する問題について当事国からの助言の求めに対応すること。国際人権条約上の機関の出す一般コメントを考慮に入れ、人権基準の意味を明確にする助けとなる一般コメントを採択すること。当事国に義務、人権基準を促進するその他の事項を思い出させ、政府の役人を従事させる目的で促進的な当事国への訪問を行うこと。すべての中核的な国際人権条約の批准または加入を奨励すること。国内人権機関・国連を含めて、人権の促進と保護の領域で権限を有する国際・地域・国家・地方機関と協力し協議すること。人権の促進と保護に専心する非政府組織と協力し協議すること。その仕事と職責を公表するために、非政府組織その他関連非政府機関の代表との接触を確立すること。

④「構成と支援」に関しては、地域機構は政府から独立した、人権の領域において認められた能力をもつ清廉で公平な人物であるメンバーによって構成される。メンバーは市民社会・非政府組織・国内人権機関との密接な協議を含めて、国内レベルでの公平で透明な選抜過程を経て当事国によって指名される。メンバーが地域機構でのサービスと一致しない行動をしていると指摘される場合には、その問題は機構それ自体によって決定され、2次的に外相会合によって決定される。メンバーシップは地理エリアの代表を反映し、ジェンダー・バランスを達成することを目指す。メンバーは5年を任期とした更新のない期間で選出される。メンバーは当事国によって必要な特権と免責を付与される。当事国はその職責を適切に履行するために、十分な財源とこれらの財源を自由に独立して行使する権能を与えられる。メンバーの仕事は、能力・公平性と独立性の基準に従って任命される専門的な行政スタッフが配属され事務局によって支えられなければならない。

(4) 権利保護のための地域的・亜地域的機構に関して、前出のアジア人権憲章は、次のような提案をしている。

アジア諸国は権利と伸長と保護のために地域的または亜地域的な機構を採用すべきである。国内的・地域的なNGOの協力を得て、地域のフォーラムで定式化される国家間の人権条約が作成されるべきである。条約は、アジアの現実特に権利の享受を妨げている障害を述べなければならない。同時にそれは

国際的な規範と標準に十分一致しなければならない。それは国家機関に加えて、集団と企業による権利侵害をカバーすべきである。条約を実施するために独立した委員会または裁判所が設立されなければならない。委員会または裁判所へのアクセスは、NGO その他の社会組織に対して開かれていなければならない。

(5) 東北アジア地域における人権メカニズムの保障する人権保障の基本原則としては、①人権の普遍性、不可分性、相互依存性、②持続可能な発展、③平和主義原則を提案できる。

そして、人権メカニズムの保障する各則の権利内容としては、地域各国憲法の権利章典を比較対照し、概要を確定したうえで、各国に最低限共通する内容を人権メカニズムが保障する権利の個別規定として集約し、確定していくという最大公約数的方法がある。この方法には、各国憲法の人権規定の多様性と、各国における人権保障の現実と憲法規定の乖離・背反傾向という問題点がある。

しかしながら、共通項を集約すると、東北アジア人権メカニズムの保障する人権規定には、最低限、①平等原則と自決権の保障を、②市民的・政治的権利として、人身の自由、裁判を受ける権利、思想・良心・信教の自由、表現の自由、政治活動の自由と参政権の保障を、③社会的・文化的権利として、生存権と教育権及び労働権の促進を、あるいはこれらの権利を一括して社会正義という項目に総合して規定することができる。そして、④司法部の地位の強化がとりわけ強調される必要がある。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計3件)

- ① Masaki Ina, “In Search for Peace, Reconciliation and Human Rights Promotion in East Asia” Conference Paper of 2011 KAIS (Korean Association of International Studies) International Conference “War, Peace and Human Rights after the Cold War”, 1-23, 2011.
- ② 稲正樹, <書評>孝忠延夫著『「マイノリティ」へのこだわりと憲法学』(関西大学出版部、2010年), 国際人権 21号、131-132, 2010.
- ③ 稲正樹(著), 鈴木敬夫, 巴根根(译)、建立亚洲的人权机制的尝试、太平洋学报(中国太平洋学会) 2009/第12期、1-12、2009.

[学会発表] (計3件)

- ① Masaki Ina, “The Japanese Constitutional Amendment and the Possibility of East Asian Community” 1st The International Forum for Peace and Prosperity in Northeast Asia, History and Asia: Policy Insights and Legal Perspectives”, Washington, DC, Center for Strategic and International Studies, September 2010.
- ② 稲正樹「アジアの人権」サマースクール「アジアの法と社会 2010」名古屋大学法政国際教育協力研究センター、2010年8月
- ③ Masaki Ina, “The Recent Ambivalent Case Law of Japanese Supreme Court” Third Asian Forum for Constitutional Law 2009: Asian Constitutionalism at Crossroads: New Challenges & Opportunities, National University of Taipei, September, 2009.

[図書] (計3件)

- ① 坂本茂樹(編集代表)、「講座国際人権法 3・国際人権法の国内的実施」信山社、pp. 105-124「ASEANにおける人権機関の成立」、2011
- ② 稲正樹, 孝忠延夫, 國分典子(編)、アジアの憲法入門、全287、2010
- ③ 浦田一郎・加藤一彦・阪口正二郎・只野雅人・松田浩(編)、立憲平和主義と憲法理論、法律文化社、pp. 37-53「平和的生存権と人間の安全保障」、2010

[その他]

ホームページ等
なし

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
稲正樹 (INA MASAKI)
国際基督教大学教養学部・教授
研究者番号：00113655
- (2) 研究分担者
なし
- (3) 連携研究者
なし